

# 発達障がいとその支援

「発達障がい」は、社会性コミュニケーションの発達が弱い広汎性発達障害（自閉症スペクトラムともいいます）、注意力や行動のコントロールの発達が弱い注意欠陥多動性障害、読む・書く・計算するなどの学習能力に障がいのある学習障がいの人たちの総称です。

脳の機能に偏りがあることが原因だということが分かってきています。発達障がいがあると人とうまく関わらず、自分勝手な行動をとってしまったり、落ち着きがなく、不注意のために失敗を繰り返したり、頑張っても学習が身に付かず、勉強嫌いや努力不足などの誤解を受けたりします。

以前は、障がいとして支援すべき人たちであると思われていなかったため、厄介な人、問題児、家庭のしつけが悪いなどの誤解を受け、周囲に認めてもらえないために不登校などの二次的な障がいが生じていることが多くありました。

今でも理解されずに苦しんでいる人たちは少なくありません。

そこで、平成19年に発達障害者支援法が制定され、支援すべき人たちとしての理解が始まりました。

支援のスタートは理解することです。特性を理解せずに誤った子育て、誤った教育がなされると、本来生じない問題が生じてくるからです。そのため、支援法では早期に気付くことが重要視され、健診や学校現場でもそのためのシステムが構築されました。

それぞれの地域に発達障害者支援センターが設置され、どのような支援が地域で受けられるかの相談の場となっていますし、教育現場でも特別支援教育が始まり、それぞれの児童に合わせた教育がなされるようになっています。

ただし、気付けてみると発達障がいの数はかなり多く、支援システムが充分でないのも現状

です。ですから、今までの障がい児支援のように専門機関だけで行われるのではなく、発達障がいの人たちとそうでない人たちがお互いをよく理解し、地域の中で共に生活していくような支援が望まれています。発達障がいの人たちは才能の豊かな人も多く、適切な支援・教育を受け、社会での活躍の場があれば、立派に自立している人も少なくありません。発達障がいの人たちは「困った人」ではなく「困っている人」たちなのです。

周囲の人たちすべてがその特性をよく理解し、発達障がいの人たちが困らずに生活できる社会になる事を望んでいます。



佐伯地区医師会  
かわむら・りえこ  
河村 理英子先生